

平成

二十五年

五條市議会第三回九月定例会会議録(第四号)

平成二十五年九月十九日(木曜日)

議事日程(第四号)

平成二十五年九月十九日 午前十時開議

- 第一 議第三十九号 五條市指定管理者候補選定委員会条例の制定について
議第四十三号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
議第五十号 平成二十五年五條市一般会計補正予算(第二号)議定について
- 第二 議第四十一号 五條市起業家支援施設条例の制定について
議第五十一号 平成二十五年五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について
議第五十二号 平成二十五年五條市農業集落排水事業特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第三 認第一号 平成二十四年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について
認第二号 平成二十四年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認第三号 平成二十四年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
認第四号 平成二十四年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認第五号 平成二十四年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
認第六号 平成二十四年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認第七号 平成二十四年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
認第八号 平成二十四年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- | | | |
|-----|--------|--|
| 認第 | 九号 | 平成二十四年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認第 | 十号 | 平成二十四年度五條市水道事業会計決算認定について |
| 第 四 | 同第 三号 | 五條市教育委員会委員の任命について |
| 第 五 | 同第 四号 | 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について |
| 同第 | 五号 | 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について |
| 同第 | 六号 | 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について |
| 同第 | 七号 | 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について |
| 同第 | 八号 | 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について |
| 同第 | 九号 | 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について |
| 同第 | 十号 | 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について |
| 第 六 | 推第 四号 | 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて |
| 第 七 | 発議第 七号 | 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について |
| 第 八 | 発議第 八号 | 五條市議会委員会条例の一部改正について |
| 第 九 | 発議第 九号 | 過労死防止基本法の制定を求める意見書について |
| 第 十 | 発議第 十号 | 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書について |
| 第十一 | 発議第十一号 | 地方税財源の充実確保を求める意見書について |
| 第十二 | 発議第十二号 | 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源の確保を求める意見書について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
教育長
理事
市長公室長
総務部長
危機管理監

太堀青檜竹櫻
田内山内
好伸智成和敬
紀起博吉彦三

十五番 十四番 十三番 十二番 十一番 九番 八番 七番 六番 三番 二番 一番

福塚山吉川藤池益峯花土大田
塚口田村富上田林谷井谷原
耕雅家美輝吉宏昭康龍清
実司範廣子雄博政典嗣雄孝

○議長（峯林宏政）ただいまから、去る九日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（峯林宏政）日程第一、議第三十九号、議第四十三号及び議第五十号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会山口耕司委員長。

〔総務文教常任委員長 山口耕司登壇〕

○総務文教常任委員長（山口耕司）ただいま議題となりました議第三十九号、議第四十三号及び議第五十号の三議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、九日の本会議において当委員会に付託され、十日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十九号、五條市指定管理者候補選定委員会条例の制定につきましては、指定管理者の候補者を選定するに当たり、議員からの条例制定が必要であるという意見や監査委員からの指導を踏まえ、精査・検討を重ね、さらに、選定委員会の公平性・公正性を確保する上で、条例制定すべきであるとの結論から制定するもので、委員構成については、委員七人以内をもって組織し、委員は、規則で定める者のうちから市長が委嘱すると定めており、今後規定する条例施行規則では、中小企業診断士、有識者、その他市長が必要と認める者と定める予定である。昨年度の選定委員会は、中小企業診断士一人、税理士二人、学識経験者二人の計五人で、条例制定後もこの委員構成で行う予定であることなど、当局の説明により了承した次第であります。委員から、選定委員会に、市の幹部職員も委員に入れるのかただしたのに対し、「市の職員は一人も入れる予定はない。」との答弁がありました。委員から、市の職員が入らないのであれば、委員が公平かつ正確な判断ができるよう資料等の事前準備が重要であるとの意見がありました。また、審査における加点についてただしたのに対し、「加点基準表を設

け、施設に応じて加点の可否を行っていく。」との答弁がありました。

また、指定管理者に収益が生じた場合についてただしたのに対し、「最終的に全ての指定管理期間中の事業計画の予算書に掲げる収支を超える収益が生じた場合、現行どおり超過収益の四〇パーセントを市に納付してもらおう。」との答弁がありました。委員から、四〇パーセントの納付については、企業努力した指定管理者の意欲を阻害することになるので、検討してもらいたいとの意見がありました。

次に、議第四十三号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、政治倫理審査会委員及び指定管理者候補選定委員会委員の報酬及び費用弁償を規定するため本条例の一部を改正するもので、それぞれの報酬を月額一万円とするともに、旅費についても規定するなど、当局の説明により了承した次第であります。委員から、日額の判断基準についてただしたのに対し、「条例にある他の審査委員会等々に合わせたものである。」との答弁がありました。委員から、一定の基準を整理するなど、判断基準を明確にするよう意見がありました。

次に、議第五十号、平成二十五年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出予算及び債務負担行為並びに地方債の補正で、まず、歳入歳出予算の補正としては、歳入歳出それぞれ一億五千六百四十九万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百九十二億八百八十八万円とするもので、債務負担行為の補正としては、新住民情報システム導入事業については、期間を平成二十五年から平成二十六年、限度額を二億一千八百万円とし、（仮称）五條総合体育館建設事業については、期間を平成二十五年から平成二十六年、限度額を十五億円とするものである。また、歳出予算補正の主な項目については、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金五百二十万六千円、市民農園整備事業工事費五百万円、農業基盤整備促進事業に係る測量設計業務委託料追加五百万円並びに工事費五百万円、鳥獣害対策材料費追加二千六百七十六万三千円、旧辰巳邸内部整備工事費追加四百八十万円、道路舗装事業及び交通安全対策施設整備事業工事費追加三千三百八十万円、（仮称）五條総合体育館建設事業に伴う設計業務委託料追加二千五百九十二万六千円、道路災害復旧工事費追加二千八百四十五万円等であり、歳入としては、分担金及び負担金二百九十九万円、国庫支出金四千七百五十一万七千円、県支出金四千二十三万六千円、繰越金一千八百五十万円、市債四千八百五十万円をそれぞれ追加して歳出との均衡を図り、国や県等による補助事業の交付決定や採択の見通し、さらに、緊急性などを勘案して計上したとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、生活保護システム基準改定委託料の内容についてただしたのに対し、「生活保護基準の改定に伴う生活保護システムの改定である。」との答弁がありました。

次に、市民農園整備事業に必要な土地についてただしたのに対し、「大和ハウス工業株式会社遊休地で、面積は二、二〇〇平方メートル

あり、市が無償で借りる予定である。」との答弁がありました。また、募集の内容等についてただしたのに対し、「平成二十六年二月の広報機関紙で募集し、四月から月額五百円で一年間の契約で貸し出す予定である。使用料の受入れについては、雑入等の歳入予算項目を設定して受け入れる。」との答弁がありました。また、委員から、遊休農地について、市が土地所有者と土地活用者の仲介をし、有効活用ができるよう考えてもらいたいとの意見がありました。

次に、旧辰巳邸の購入等についてただしたのに対し、「平成二十三年度に八百万八千円で市が購入した。」また、「出店者については、今後募集をしていく。」との答弁がありました。

次に、道路舗装工事費等に新消防庁舎前の歩道の舗装等が含まれているのかただしたのに対し、「新消防庁舎前は国道であるため、含まれていない。」との答弁がありました。また、委員から、新消防庁舎建設事業で行う進入路の工事に合わせて歩道整備をすれば経費削減になるとの意見がありました。

次に、(仮称)五條総合体育館については、委員から、五條市上野公園の駐車場に建設するので、新たな駐車場は充分考慮の上確保するという意見がありました。また、県内産の木材を使用するとともに、地元の業者を活用するよう要望がありました。

こうして、当委員会に付託された三議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「給食費の改定」及び「奈良県広域消防組合」について報告を受けた次第です。
以上、御報告申し上げます。

○議長(峯林宏政) この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よつて本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第二、議第四十一号、議第五十一号及び議第五十二号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会福塚実委員長。

〔厚生建設常任委員長 福塚 実登壇〕

○厚生建設常任委員長（福塚 実）ただいま議題となりました議第四十一号、議第五十一号及び議第五十二号の三議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、九日の本会議において当委員会に付託され、十一日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第四十一号、五條市起業家支援施設条例の制定につきましては、本市において、個人、グループ又は法人の新分野への進出等を支援し、地域経済の発展及び観光振興に寄与する目的で、五條市起業家支援施設を設置することに伴い条例を制定するもので、条例の主な内容として、名称は「五條市起業家支援施設」、位置は「五條市新町二丁目五番一二号」、施設の内容は「チャレンジショップスペースや物販スペースなど」で、平成二十五年十月一日から施行することなど、当局の説明により了承した次第であります。委員から、施設の利用についてただしたのに対し、「新町を訪れた方に立ち寄っていただけのものとなるよう、条例で使用料を定め、基本的にはどなたでも出店できるものとし、市の広報機関紙で公募していく。」との答弁がありました。また、委員から、支援施設となる町家の名称をただしたのに対し、「旧辰巳邸である。」との答弁がありました。委員から、旧辰巳邸は、鍵屋弥兵衛の花火資料館や川村たかし氏の川村文庫を設置するもの

ではなかったのかただしたのに対し、「店舗として貸し出す部分と花火資料館等の展示部分を検討している。」との答弁がありました。委員から、店舗が主で花火資料館等が附属になっており、いつから方針が変わったのかただしたのに対し、「平成二十三年から協議を重ねた中で、花火資料館等だけでは集客力が小さいことや、新町を訪れた方の休憩スペースとしての機能を併せた施設にすることが効果的であるとの判断である。」との答弁がありました。委員から、平成二十四年第一回三月定例会の市長の施政方針で、新町地区の空き家において鍵屋弥兵衛の偉業を紹介するとともに、川村たかし氏の資料展示を行い、文化観光の拠点となる施設とするとなっていることから、その整合性についてただしたのに対し、「花火資料館と川村氏の資料については、店舗と分離して展示していく。ただし、今後、状況に応じてより良い場所での展開もあり得る。」との答弁がありました。また、委員から、出店できる業種を限定するかただしたのに対し、「条例で限定するのではなく、出店募集時に仕様書等で業種を限定していきたい。」との答弁がありました。また、委員から、喫茶スペース等と一緒にあれば、展示物や文庫等をより身近に感じてもらえるのでいいことであるとの意見がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て起立により採決した結果、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十一号、平成二十五年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ一千八百七十八万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十六億一千三百七十八万円とするもので、歳出としては、財政調整基金積立金一千七百二十三万円、償還金百五十五万円、歳入としては、国庫負担金百三十三万二千元、県負担金五十万五千元、支払基金交付金百九十九万一千円、繰越金一千五百二十四万二千元を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であります。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十二号、平成二十五年五條市農業集落排水事業特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ十八万四千元を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四百二十八万四千元とするもので、歳出としては、修繕料追加十六万六千元、手数料追加一万八千元、歳入としては、前年度繰越金十八万四千元を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であります。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「（仮称）五條市新し尿処理施設建設に伴う二見地区からの要望」、「捕獲有害鳥獣の処理食肉加工施設の建設」及び「御所市からのごみの受入れと地元対応」について報告を受けた次第です。

以上、御報告申し上げます。

○議長（峯林宏政）ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第三、認第一号から認第十号までの十議案を一括して議題といたします。

本案につきましては決算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会川村家廣委員長。

〔決算審査特別委員長 川村家廣登壇〕

○決算審査特別委員長（川村家廣）ただいま議題となりました認第一号から認第十号までの十議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、九月九日の本会議におきまして、平成二十四年度の各会計歳入歳出決算について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、田原清孝議員、花谷昭典議員、峯林宏政議員、益田吉博議員、吉田雅範議員、山口耕司議員、そして私、川村家廣の七名が選任され、本会議終了後の委員会におきまして、委員長に私、川村家廣が、副委員長に山口耕司委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程及び審査の方法、順序について協議しました。

以下、十二日に開会いたしました当委員会での審査の結果と概要を報告いたします。

審査の方法は、まず、各会計の概要説明ののち総括質問を行い、続いて各会計別に審査を行いました。

審査の順序は、慣例により、一般会計の歳出から各款及び項別に個々の説明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進めました。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 十一億八千七百万円の黒字決算の要因についてただししたのに対し、「主な要因としては、前年度の実質収支の繰越し十一億九千九百万円を継承したことや、緊急経済対策による交付金の臨時の創設、入札差金、経費の節減等によるものである。不用額の大きなものとして扶助費関係では、障害福祉で二千四百万円、介護及び後期高齢の医療費で二千二百万円、福祉医療で一千三百万円、児童福祉で二千六百万円であり、事業費関係では、道路新設で一千百万円、商工で四千二百万円、下水道で二千二百万円、消防庁舎建設事業で六千二百万円、教育で六千六百万円である。」との答弁がありました。委員から、全体的には赤字で、単年度は十一億八千七百万円もの黒字であることの整合性についてただししたのに対し、「歳入としては、地方交付税が予算額より約四億円増加、平成二十三年度からの繰越金のうち約二億五千万円の余剰繰越金、過疎債等有利な財源の活用等があり、歳出としては、入札差金、執行の抑制により今回の決算では五億円を財政調整基金に積み増しし、平成二十五年度の繰越しは約六億円、補正財源として活用していく。」との答弁がありました。

二 市営住宅の家賃の滞納等に対する調停についてただししたのに対し、「家賃については、三箇月滞納すれば督促、個別徴収等々を行う。」との答弁がありました。委員から、調停までの期間の基準を決めて調停することについてただししたのに対し、「滞納については、まず本人、次に保証人に債務の請求をするが、順番に連絡、訪問、支払指導等行うため、調停するまでに時間が必要である。」との答弁がありました。委員から、滞納額が多くなれば余計に支払が困難になるので、できるだけ早い段階で対応してもらいたいとの意見がありました。

三 災害時における備蓄用の食品の購入についてただししたのに対し、「備蓄用のパンの購入は、市の物品登録業者から随意契約で購入した。」との答弁がありました。委員から、随意契約で見積合わせという形をとっているが、備蓄品の購入は全て随意契約であるのか。ただししたのに対し、「基本的には指名競争入札であるが、住民からアルファ米だけでなくパンの要望があり、災害はいつ起こるか分からないので、今回見合わせて購入した。」との答弁がありました。委員から、納入業者の業者登録の内容についてただししたのに対し、「五年保存の長期保存

パンの取扱業者で登録されている。」との答弁がありました。委員から、不明な点が多く、見合わせる業者の調査についてただしたのに対し、「業者の選定については、精査してまいりたい。」との答弁がありました。

四 中学校への空調設備の設置工事に係る入札日及び工事完了予定日についてただしたのに対し、「八月に入札し、工事完了は十月の予定である。」との答弁がありました。委員から、三月に予算の補正をしたにもかかわらず、夏休み中に工事が完了しないことについてただしたのに対し、「七月、八月に完了できれば一番良いのだが、設計や工事に時間を要するため、どうしても秋頃になってしまう。」との答弁がありました。また、五條中学校及び五條西中学校の空調設備設置工事を落札した業者は電気設備の登録があるのかただしたのに対し、「登録業者である。」との答弁がありました。委員から、落札業者が直営で工事するかただしたのに対し、「下請に出すかどうかは把握していませんので、確認して報告をする。」との答弁がありました。委員から、入札時に、下請は五條市内の業者とすることを要綱に規定してあるのかただしたのに対し、「下請については、五條市内の業者とするとの規定はない。」との答弁がありました。委員から、下請業者についてただしたのに対し、「今、資料がない。」との答弁があり、委員から早急に調べるよう要請がありました。

午前十一時五分に休憩し、午前十一時一分から審査を再開しました。

再開後、「下請業者は、橋本市の業者で下請届が出ている。」との答弁がありました。委員から、下請は五條市内の業者にするという規定とすることについてただしたのに対し、「落札業者の下請業者の選定に関しては、行政として強制力や拘束力はない。」との答弁がありました。

五 二見保育所の再開についてただしたのに対し、「市長選挙の公約に二見保育所は再開すると言ったが、アンケート調査の結果、再開した場合、二見保育所には七、八名しか戻ってこないということが分かった。それ以外は現在通っている保育所等に行きたいというのが現状で、老朽化もしており方向性を変えなければならなかった。その後、地元から要望もあり、防災の拠点と公園という形で整備してまいりたい。」との答弁がありました。

六 小学校の空調設備についてただしたのに対し、「現在、普通教室には扇風機を設置し、音楽教室等の特別教室にはエアコンを設置するとともに、グリーンカーテンやミストシャワー等で暑さ対策を行っているが、普通教室への空調設備の設置の必要性は認識している。財政局とも協議を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

七 自治会が資源・ごみとして新聞紙・段ボール等を回収し、みどり園に搬入していることに対する自治会への還元についてただしたのに対し、

「既存の資源回収については、自治会に還元しているが、本年6月から開始したごみの集積場の回収分については、全体の何パーセントかの還元を考えている。」との答弁がありました。委員から、還元額の算定基準についてただしたのに対し、「回収量に応じた還元を考えている。」との答弁がありました。

八 御所市からの有害ごみの受入れについてただしたのに対し、「五條市に搬入しているのは一般廃棄物のごみで、有害ごみは入っていない。」との答弁がありましたが、委員から、ヘップの型抜きをしたゴムの搬入についてただしたのに対し、「一般廃棄物のごみということなので、それについては有害のごみという解釈はしていない。」との答弁がありました。委員から、焼却するとガスが出て、焼却炉が悪くなりやすいと聞いているが問題がないのかただしたのに対し、「問題はない。」との答弁がありました。

九 やまと広域環境衛生事務組合で設置するごみ処理施設に伴う既存施設の解体に係る各市町の費用負担についてただしたのに対し、「新施設を設置するため、既存の施設を解体する必要があるもので、一部事務組合で予算措置をしておき、新施設の設置に必要な部分の既存施設の解体については、国庫補助金の対象となる。それぞれの市町の既存施設は、それぞれの市町が解体することになっており、御所市クリーンセンターの解体の負担については御所市が行うので、五條市の負担金の中には含まれていない。」との答弁がありました。

十 御所市クリーンセンターの移転補償費の五億一千七百九十五万三千元に対する五條市の負担金についてただしたのに対し、「やまと広域環境衛生事務組合から聞いている話では、現在のクリーンセンターは設置後十九年経過しているが、炉は別として施設については耐用年数の残存分が四十年ほどあるので、残っている資産の補償を一部事務組合でするので、五條市の負担金の中に含まれる。」との答弁がありました。委員から、耐用年数の残存分に対する移転補償について意見がありました。

十一 新たな一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託業者の五條市への参入についてただしたのに対し、「今年六月の入札で落札後契約を交わし、旧五條市の山間部の一部と西吉野町のごみ収集を行っている。」との答弁がありましたが、委員から、事務所の所在についてただしたのに対し、「五條市住川町である。」との答弁がありましたが、委員から、詳細な質疑があり、後刻答弁することになりました。

十二 指定管理者制度で超過収益の四〇パーセントを市に納付する規定を見直すことについてただしたのに対し、「五月の行政改革推進本部会議において四〇パーセントの規定は存続するが、今までは単年度の計算で四〇パーセントになっていたものを、三年を一つの期間として計算するよう緩和している。今後の行政改革推進本部会議での議題にさせていただく。」との答弁がありましたが、委員から、指定管理にした時点で市として経費削減になっている。さらに、企業努力で得た利益から四〇パーセントも市に納付させるのはいかなものかという意見があ

りました。

十三 今年度末に退職する職員と再雇用制度についてただしたのに対し、「定年退職者は十七人で、部長級五人、次長級二人、課長級七人、課長補佐級二人、係長級一人である。再雇用制度については、国において国家公務員の雇用と年金との境を確実に接続するという一方で、退職をしてから六十五歳まで年金が三年に一歳ずつ段階的に引き上げられていく。地方においても必要な措置をとるよう通知があり、平成二十五年度と平成二十六年度については、六十一歳から年金が報酬比例部分について引き下げられているので、その一年間については、義務的に雇用することになった。五條市としては、五條市退職職員に係る嘱託員取扱要綱を定め、退職する年齢に応じ、一年から五年を義務化したところである。一週間のうち五日勤務するフルタイムと三日勤務する雇用体系で進めている。」との答弁がありました。委員から、再雇用者の配置先と賃金についてただしたのに対し、「基本的には、知識や経験を生かせることや若い人たちに助言できるようなところを考えながら配置してまいりたい。また、賃金は、週五日勤務は一箇月二十万円、週三日勤務は一箇月十二万円である。」との答弁がありました。

十四 八月八日の緊急地震速報に対する、危機管理課の対応についてただしたのに対し、「情報は、震源が奈良県で主要動が揺れているということであったが、その段階で揺れていないので、すぐに奈良地方気象台及び奈良県防災統括室にその情報の信ぴょう性を確認した。また、情報が入ってから七分後、NHKのニュース速報で誤報と流れた。その後、各市、情報機関、市内の大規模ショッピングセンター等の対応を確認した。また、緊急の部長会を開催し、各課の対応状況と今後の検証を行い、九月一日から緊急地震速報に対する職員の初動マニュアルを策定し、職員に通知した。」との答弁がありました。委員から、調査の時期と検証から出てきた問題点等についてただしたのに対し、「八月十二日までの提出期限で調査を行い、初動マニュアルについては、平素の準備態勢と緊急地震速報後の対応要領で対応していく。」との答弁がありました。委員から、緊急の部長会の開催日についてただしたのに対し、「八月十九日に開催した。」との答弁がありました。委員から、後の検証がしっかりなされないと訓練につながらないのではありません。職員のマニュアル化もどこまで徹底できるのか課題になってくるとの意見がありました。

昼食のため正午に休憩し、午後零時五十九分から審査を再開しました。

十五 市民課窓口で使用する封筒の種類についてただしたのに対し、「平成十九年度に、行政経費削減のため窓口用封筒の広告募集を行い、その広告料をもって封筒を作成した。同年十月下旬に印刷業者から市民課用二万枚、税務課用七千枚、その他三千枚、計三万枚の窓口用封筒の寄附を受けたが、その後在庫が少なくなってきたので再度同社に作成をお願いしたが、広告スポンサーが見つからなかったため、広告付き窓

口封筒を一旦休止した。その後、平成二十三年度に市内企業から同社に対し広告スポンサーの申出があり、同年八月上旬に市民課・税務課に寄附を受けたが、現在は在庫が少なくなったので無地の私製封筒を使っている。」との答弁がありました。また、委員から、平成二十二年十二月定例会で日本郵政の系列企業が広告付き窓口封筒を作製しているのでその活用を提案したことについてただしたのに対し、「広告付き窓口封筒は、経費削減に有効であり、ひいては市の活性化、民間の活力助長にもなるので、御指摘のあった方向で検討してまいりたい。」との答弁がありました。委員から、奈良県内十二市で広告封筒を使っていないのは五條市だけであり、議員提案をどのように考えているのかただしたのに対し、「真摯に受け止め、実現できるものの検討をして取り入れてまいりたい。」との答弁がありました。さらに委員から、市長の見解をただしたのに対し、「情報発信にもなり、五條市としても前向きに考えてまいりたい。」との答弁がありました。

十六 五條市発注工事の安全管理についてただしたのに対し、「工事請負業者に安全管理を徹底すること及び現場代理人の常駐について業者指導を監理課から行っている。」との答弁がありました。また、委員から、安全管理について資格を有する職員等についてただしたのに対し、「一級・二級施工管理技士、一級・二級建築士が工事現場に配置できるよう配慮している。市職員の監督員には、資格を有していない職員もいるので、国・県の研修に参加させている。しかし、全ての事業課に配置されているわけではない。」との答弁がありました。委員から、事故を未然に防ぐには安全の徹底しかないと思うのでしつかり安全管理をするよう意見がありました。また、工事現場での指導についてただしたのに対し、「監督員が工事請負業者に対し、安全の徹底、ヘルメット・安全帯等の着用を指示・指導をしている。」との答弁がありました。また、委員から、入札時の安全管理に係る経費の割合についてただしたのに対し、「一〇パーセント未満である。この夏の庁舎の補修工事の契約に足場組立て料は含まれており、単価は一平方メートル当たり八百円である。」との答弁がありました。また、委員から、工事請負業者の安全対策への対応についてただしたのに対し、「工事請負業者に対し、安全対策を講ずるよう指導を行ったところであるが、今後は、書面を求める等の対策を講じてまいりたい。」との答弁がありました。

十七 七月二十一日執行の参議院議員通常選挙の開票作業における疑問票についてただしたのに対し、「比例区の無効票八百十二票のうち、再点検をした結果、有効票が二十九票あり、最終的には、無効票七百八十三票、有効票二十九票に分類したが、二十九票のほとんどが正票と確認できる票であった。この原因については、白票や他事記載の票に疑問の有効票が混在してしまい、注意不足であった。」との答弁がありました。委員から、一票の票に対し何回確認をされたのかただしたのに対し、「第一点検係、第二点検係及び疑問票係と三つのところで確認を行う。」との答弁がありました。委員から、今回の検証についてただしたのに対し、「個人それぞれが持っている権利を行使して、それが

正票に扱われないで無効になるということは、権利を奪ったということになるので、選挙管理委員会事務局で協議をし、反省と今後の検証をした結果、今までは、若手、中堅、ベテラン職員といった配置をしていたが、今後は混在した形で配置し、それぞれにリーダー的な職員を配置するとともに、ベテラン職員から中堅・若手職員に申し送りをしてまいりたい。そして、各投票所の庶務係の職員を対象に研修会を毎回行っているのですが、そのときに周知徹底を行いたいと考えている。今回の選挙の開票等で非常に御迷惑をお掛けしたことに深くおわびすると同時に、今後このようなことがあってはならないと気を引き締めてまいりたい。一票に対する重み、権利というのは、非常に大切に国・県・市町村の方向性を変える大きなものになるので、間違いがあつてはならないということを肝に銘じてまいりたい。」との答弁がありました。

十八 午前中の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託業者の事務所の質疑に対し、「契約者の所在地は五條市住川町三二七番地で、その土地の所有者は契約者である。その場所にごみの収集車が置いてあるのかどうかは、確認をしていない。」との答弁がありました。委員から、事務所以外の場所にごみの収集車を置くことについてただしたのは、**「収集の場所が旧五條市の山間部及び西吉野地区であるため、便宜上事務所以外の場所にごみの収集車を置くようになったのかも知れない。」**との答弁がありました。委員から、車庫証明等の場所についてた

だしたのに対し、「確認をしていないが、不正であるかを確かめて、不正であるなら早急に委託業者に指導したい。」等の答弁がありました。

以上、午後二時六分に総括質問が終了し、休憩後、午後二時十四分から審査を再開しました。

初めに、一般会計のうち、議会費から総務費についてであります。

一 広報紙等戸別配布業務委託料に係る折り込み及びメール便の発送部数と金額についてただしたのに対し、「戸別配布については、単価四十五円、月平均一千八百四十三部、新聞折り込みについては、二十四ページ分が単価十九円、二十六ページ分が単価二一・八円、一万三千四百六十部で、手数料として三百二十一万九百七円である。総数は、約一万五千部である。」との答弁がありました。委員から、広報機関紙が配布されていない人への啓発をお願いするとの意見がありました。

二 市庁舎の清掃業務委託料の当初予算額と委託先についてただしたのに対し、「当初予算額は三百万円、委託先は株式会社文政である。」との答弁がありました。委員から、決算額と予算額の約百万円の差についてただしたのに対し、「入札の結果であり、業務内容に変更はない。」との答弁がありました。

次に、民生費についてであります。

三 福祉タクシーの利用者数とひとり暮らし老人見守り支援事業委託料の決算額と予算額の差についてただしたのに対し、「利用者数は手元

資料がないので、後刻報告をする。ひとり暮らし老人見守り支援事業は、希望者に対して行う事業なので実績が下回ったものである。」との答弁がありました。

四 老人福祉施設費の賄材料費が当初予算額より低くなっていることについてただしたのに対し、「当初約五十人の予定であったが、決算時では四十三人となったものである。」との答弁がありました。

五 障害福祉費の療養介護医療費扶助の当初予算額と決算額についてただしたのに対し、「当初予算額は九十七万円で、決算額は四百八十三万七千四百四円である。利用サービスの大幅な増で、平成二十四年十二月定例会で三百五十万円の追加補正をしたものである。」との答弁がありました。

六 児童福祉施設の耐震診断業務委託料で耐震診断をした建物及び通園バス運行業務委託料の決算額と予算額の差についてただしたのに対し、「耐震診断については、宇智野保育所で、通園バス運行業務委託料については、入札差金である。」との答弁がありました。

衛生費については質疑がありませんでした。

次に、農林業費及び商工費についてであります。

七 青年就農給付金の当初予算額と補正後の予算額の差についてただしたのに対し、「当初予算額については、九百万円であり、年度途中に対象者の調査をしたところ、人数が大幅に増加し補正をした。」との答弁がありました。委員から、人数等についてただしたのに対し、「当初は、一年間で、一人百五十万円で六人であったが、夫婦一組が追加され、一人百五十万円と配偶者はその二分の一の七十五万円で、合計一千二百二十五万円である。」との答弁がありました。

八 薬用作物生産振興促進事業助成金の内容についてただしたのに対し、「平成二十三年度から、薬用作物のトウキに対する補助をしている。当初約二十人であったが、現在は十五人に補助している。その内容については、二分の一の補助率で二十五万円を配分しており、一箇所ではなく各農家に補助している。」との答弁がありました。

九 施業放置林整備事業委託料の当初予算額と当初予算額より増加している理由についてただしたのに対し、「当初は、施業面積四〇ヘクタールであったが、一四・五ヘクタールを補正で追加し、合計五四・五ヘクタールの事業であった。しかし、大塔地区の方が事業に取り組めなかったもので、三九・四五ヘクタールの施業しかできず、最終的に一千五百九十八万七千八百五十円となった。当初予算額は一千三百六十一万八千円で、十二月定例会で四百九十万千円を追加補正し、合計一千八百五十一万九千円の予算である。」との答弁に対し、委員から、当初より

面積が減っているのに金額が増えていることについてただしたのに対し、「大塔地区の方の交通の便も含め、場所によってその施業が違うので、面積は減っているが事業費が当初より増えている。」との答弁がありました。

十 五條市漁業協同組合補助金のやな漁に対する費用等についてただしたのに対し、「五條市漁業協同組合補助金の四百万円のうち、やな漁の補助金としては二百万円である。また、今年のやな漁は、十月一日から十月末まで実施すると聞いている。」との答弁がありました。

十一 セミナーハウス費の費目の名称についてただしたのに対し、「昨年の決算審査特別委員会で指摘があったが、年度途中であったためそのままの名称であり、平成二十五年当初予算については、きずみ館費となっている。」との答弁がありました。

十二 プレミアム宿泊券の五條市での利用、販売枚数等についてただしたのに対し、「平成二十四年度は一千二百七十二枚使用された。また、七月から五條市独自の割引の上乗せをしたため、七月一日以降五條市で使われたのは一千二百四十四枚である。」との答弁がありました。委員から、五條市内の販売枚数についてただしたのに対し、「平成二十四年度は、県内共通の券であったため、市外の販売所で買っても五條市独自の割引が利用できたものであり、五條市内では合計二千四百枚を取扱い完売し、五條市内で使用されたのは一千二百七十二枚であった。」との答弁がありました。

次に、土木費についてであります。

十三 入札システム利用料について、電子入札に係る費用等についてただしたのに対し、「入札システムの内容は、電子入札ではなく業者登録と発注関係に使用しているものであり、二年に一度、市外業者で約五百件の登録をしている。」との答弁がありました。

十四 市営住宅除去工事の決算額と予算額の差の理由及び解体した市営住宅の戸数についてただしたのに対し、「解体したのは連続長屋の二戸分で入札差金である。」との答弁がありました。

午後三時二分に休憩をし、午後三時十四分から審査を再開しました。

冒頭に、休憩前の委員からの福祉タクシー等の質疑に対する答弁がありました。

十五 「福祉タクシー基本料助成委託料の利用券の発行は四百二十六人で、利用者は延べ四千百十四人である。また、療養介護医療費扶助については、平成二十三年度の法改正により重症心身障害児の事務が県から市に移譲され、当初予算額は九十七万円であったが、十二月定例会で三百五十万円を追加補正し、支出合計が四百八十三万七千四百四円であった。」との答弁がありました。委員から、障害の程度によって医療費の扶助が変わるのかただしたのに対し、「補助率は同じである。」との答弁がありました。

次に、消防費についてであります。

十六 時間外勤務手当が当初予算より約一千万円増えている理由についてただしたのに対し、「夏場に職員が救助訓練等をし、四月から十二月までの平均を計算した結果、年度末で不足するため追加補正した。」との答弁がありました。委員から、計画的な予算編成をするよう意見がありました。

次に、教育費についてであります。

十七 園児バス運行委託料が平成二十三年度と比較して増加していることについてただしたのに対し、「平成二十三年度は西吉野町の幼稚園のみ運行していたが、災害により大塔町の園児二人のバスも運行したので増加した。」との答弁がありました。

十八 五條市教育委員会が所管する指定管理施設数と教育施設の指定管理における超過収益の四〇パーセントを市へ納付することについてただしたのに対し、「施設数は七箇所である。私は納付することに反対の立場であったが、市の全体的な観点があるので最終的には従った。」との答弁がありました。また、一般質問後の行政改革推進本部幹事会、行政改革推進本部会議での議論についてただしたのに対し、「平成二十四年四月に、新指定管理者制度に関する基本方針の策定後、四〇パーセントの案件について、全ての指定管理期間中の事業計画の収支予算に掲げる収支を超える収益を生じた場合は、指定期間最終年度に当該超過収益の四〇パーセントに相当する額を市に納付するものとして、平成二十四年四月一日から適用するよう変更した。それ以降は、四〇パーセントについては存続するという事で推移している。」との答弁がありました。委員から、教育施設では飲食や販売等ができない中で、他の施設と同様に四〇パーセントを納付することについてただしたのに対し、「行政改革推進本部会議で考慮した結果、一年間の精算から三年間の指定管理期間の精算に変わった。規制がある教育施設については、更に検討が必要であるが、三年間の期間に改めたのが昨年なので、一定期間を終わらせて検証をしておいてまいりたい。今後、教育施設での販売等について可能であるか調べ、四〇パーセントを納付することについてどうするか前向きに考えたい。」との答弁がありました。委員から、新しく指定管理をするところから考えてもらいたいとの意見がありました。

災害復旧費、公債費、予備費については質疑がありませんでした。

以上、一般会計の歳出についての質疑が終わり、引き続き一般会計歳入についての審査を行いました。質疑がありませんでした。

引き続き各特別会計及び企業会計についての審査を行いました。

国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計、大塔診療所特別会計、農業集落

排水事業特別会計については質疑がありませんでした。

次に、後期高齢者医療特別会計についてであります。

一 収入未済額が三百三十五万二千八百円あるが、未収の人に対する対処についてただしたのに対し、「滞納者の中には、生活困窮世帯が百六十件で八十万三千二百円、死亡が三十三件で十八万六千三百円、所在不明が二十四件で一万一千百円も含まれており、これらについては徴収になかなか行けない状況で不能欠損として処理をした。それ以外の方には催告状や督促状を送り、家庭訪問などをして対処しているが、なかなか集まらない状況である。」との答弁がありました。委員から、ほかの手立てについてただしたのに対し、「現在、家庭訪問、督促、催告を行っているが、人間的な問題もある。今後国民健康保険特別会計からの繰り出し等について国・県に支援してもらえないか要望してまいりたい。」との答弁がありました。委員から、政策面で手立てが必要であるとの意見がありました。財産に関する調書並びに水道事業会計については質疑がありませんでした。

以上が審査の概要であり、こうして質疑終了後、付託された議案について、討論を省略して一括採決の結果、本案は、全員一致をもって認定すべきものと決定し、審査が全て終了したため審査日程を二日残し、午後三時五十五分に閉会いたしました。以上、御報告申し上げます。

○議長（峯林宏政）ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第四、同第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）同第三号、五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程をいただきました同第三号、五條市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

五條市教育委員会委員のうち、堀内伸起委員の任期が、平成二十五年十二月二十日をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いするものであります。

堀内氏は現在、五條市教育委員会教育長として本市教育の発展のため、御尽力をいただいているところであります。人格が高潔で、人望も厚く、教育、学術及び文化に関して深い見識を有する人であります。

議員各位には御理解をいただきまして、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第五、同第四号から同第十号までの七議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）同第四号、五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第五号、五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第六号、五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第七号、五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第八号、五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第九号、五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第十号、五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第四号から同第十号の七議案につきまして、いずれも五條市政治倫理審査会委員の委嘱についてでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

五條市政治倫理条例が平成二十五年十月一日に施行されることに伴い、条例第六条第二項の規定に基づき議会の同意を求めるところでございます。

お手元の名簿を御覧願います。

同第四号は、石田榮仁郎氏の選任同意をお願いするものであります。

同氏は近畿大学名誉教授で、現在弁護士をされており、本市の情報公開審査会及び個人情報保護審議会の委員長を務めていただいております。

す。

次に、同第五号は、河田智樹氏の選任同意をお願いするものであります。

同氏は立命館大学講師で、弁護士をされております。

以上のお二人は、政治倫理の審査に関して専門的知識を有しておられます。

次に、同第六号は、谷向秀喜氏の選任同意をお願いするものであります。

同氏は会社役員で、現在は五條市自治連合会長として本市の自治振興に御尽力をいただいております。

次に、同第七号は、下村房夫氏の選任同意をお願いするものであります。

同氏は長年行政相談員及び五條市公平委員会委員として御活躍をいただいております、行政事務に精通しております。

次に、同第八号は、木村文夫氏の選任同意をお願いするものであります。同氏は、税理士で五條市固定資産評価審査委員として、御活躍を

いただいております。

次に、同第九号は、岡 伸子氏の選任同意をお願いするものであります。

同氏は自営で農業をされており、広い見識を持ち、女性の視点から御活躍いただける方であります。

次に、同第十号は、福谷寿加代氏の選任同意をお願いするものであります。

同氏は社会教育委員として広い見識を持ち、女性の視点から御活躍いただける方であります。

以上、五人は本市の選挙権を有しておられる方々であります。

今回、選任同意をお願いいたしました七人の方々は、人格、見識共に高く、広く社会の実情に通じ公平、公正な判断を必要とする政治倫理

審査会の委員として適任であると考えております。

なお、任期は、平成二十五年十月一日から平成二十七年九月三十日までの二年間でございます。

議員各位には御理解をいただきまして、御賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第六、推第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）推第四号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程をいただきました推第四号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、小松靖幸氏の任期が本年十二月三十一日をもって満了するため、その後任の候補者推薦について意見を求めるものがあります。

お手元にお配りしていますように、小松氏の再任をお願いいたしたく存じます。

小松氏は人格、見識共に高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であると考えております。

議員各位には御理解をいただきまして、御推挙賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第七、発議第七号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第七号、五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十五年九月十九日提出

提出者 五條市議会議員 田原清孝

賛成者 五條市議会議員 池上輝雄

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明を求めます。（「十五番」の声あり）十五番田原清孝議員。

〔十五番 田原清孝登壇〕

○十五番（田原清孝）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程になりました発議第七号、五條市議会議員の定数を定める条例の一部を改正することについて、私から提案の趣旨を御説明申し上げます。

改正の内容でございりますが、本市議会議員の定数について、議員全員協議会などで様々な角度から議論、検討を重ねてまいりましたが、本市の財政状況及び社会経済情勢を鑑み、現在の定数十五人を十四人に改めようとするものであります。

趣旨につきましては、平成二十三年から約二年の間、議員の現員数は十四人でありました。本市の財政力に見合った議員数を鑑みたとき、次の一般選挙で十五人に戻すのではなく、議会自らが積極的に財政改革を断行し、議員各々が更なる自己研さんに努め、議会としての監視機能を、より高めることで市民の皆様からの負託に応えることができると確信するところであります。

なお、この条例は、次の一般選挙から施行するものでありますが、各位には、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案に対しまして益田吉博議員ほか二名から修正の動議が提出されました。

この際、提出者の説明を求めます。（「九番」の声あり）九番益田吉博議員。

〔九番 益田吉博登壇〕

○九番（益田吉博）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第七号、五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正についてに対する修正案提案の趣旨につきまして、私から御説明申し上げます。

改正条例の趣旨は、五條市議会議員の定数を、本市の財政状況及び社会経済情勢に鑑み、現在の定数十五人を十四人に改めようとするものであります。

しかし、本市の財政状況等を真に鑑みて、これを確かなものとし、より実効性のあるものにしようとするならば、一人だけの削減にとどまることなく、この際、定数十二人とすることが、より妥当ではないかと判断するものであります。

よって、五條市議会議員の定数は、十二人に改めることを提案いたします。

以上、修正案の趣旨説明といたしますが、各位にはよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提出者の説明が終わりました。

ただいまの修正案に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よつて本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま提出されました発議第七号、そして発議第七号に対する修正案に対しても私の十五名という現在の議員定数は適切であるという見解から反対の討論を行うものでございます。

皆さん方も、もう御存じのように、市会議員の責任とそして権限というものは地方自治法で明らかにされております。私たち市会議員の責任は地方自治法第一条の二に明らかにされておりますように、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」というふうな、明らかにしております。この中の住民の福祉という表現は人間が生きていく上において、また仕事をしていく上において必要な全てのものを対象にした福祉という意味だと私は解釈しております。この地方自治法の目標に向かって私たち市会議員も頑張らなければなりません。その頑張る上においては私たち市会議員には議員の権限ということも認められております。また、議員全員で構成する議会の権限というものも認められているわけでありまして。

まず最初、我々市会議員に認められている権限を明らかにしますと、一つは発言権であります。本会議、委員会、どこでも発言権が認められております。この権限が一つと、もう一つは議案の提出権、これも地方自治法第十二条第二項で認められておりますし、今回出された修正動議提出権、これも地方自治法第一百五十二条の二で認められております。こういった市会議員に認められた権限を発揮して、先ほどの地方自治法の市民の福祉の向上に、今までもそれぞれの議員の立場は違つても頑張つてこられております。市長から提出される議案の中には市長の発想もありますけれども、議員が議会やその他の会議で提案したその提案も取り入れられた議案も、過去にも現在にも含んでいるということがあるのではないかと思います。

こういうふうな、やはり議員の役割もやっぱり大きいものではないかと思ひます。

そして、議員全体としての議会の権限を申し上げますと、もう御存じのように、議決権、予算の議決、決算の認定、条例の議決等々重要な権限が認められているわけであります。これは地方自治法第九十六条ですね。そして選挙権、これは地方自治法第九十七条の第一項、そしてやはりもう一つ大きいのは、市長を始めとする理事者の執行機関への監視監督責任、これも地方自治法百条を始めとする百七十八条も含めて認められております。過去五條市も百条委員会を設置して重要な問題の解明をしてみました。こういうように地方公共団体の中には市長を始めとする執行機関、理事者の皆さん方の権限も大きいですけれども、議員、そして議会の権限も大変重要な権限があるわけです。権限があるということは、我々市会議員の責任も大きいと、役割も大きいということが言えるのではないかと思います。

しかし、そしてこの五條市の現在の実情から言って、市会議員の定数は何名がいいのかということを考える上においては、幾つか重要な条件があると思います。その一つは皆さん方も言われておりますように、まず人口。現在五條市は三万四千二百四十四名ちよつと変更になっているかも知れませんが：でございます。この人口がなぜ重要かと言いますと、市民の皆さん方の生活、暮らし、仕事に対して市会議員、理事者は目配りをして重要な問題の解決には努力しなければならぬという、こういう点から言うても、人口が多ければ多いほど大変でありますから、議員の人数もそれに応じて増やさなければならぬということになります。

また、人口は五條市に入る市民税の税收にも関係してきますから、人口を判断の一つ条件に入れるということも大変大事だと思います。面積も大事だと思います。現在五條市は二九二・〇五キロ平方メートル、奈良県下の十二の市で一番広いわけであります。この間、一昨年大塔災害がありましたけれども、地元大塔町の皆さん方も大変な状況で努力をされましたけれども、救援に頑張る地元の皆さん方も、職員の方皆さん方も、その他の団体の皆さん方も、市会議員もあそこまでの距離のところを往復するとなれば、これは大変な時間とその他必要な金銭的なことも絡むわけでありますから、面積が広ければ、それなりに議員の人数も職員の人数もおのずと増やさなければ市民の皆さん方に対する対応ができないのではないかと思いますから、面積も考えることが大事だと思います。

そして財政ですけれども、現在の財政の状況は、この間の決算委員会でも明らかにになりましたように、一般会計始め大体全会計が多くはありませぬけれども、黒字であります。そして七年、八年前と比べれば財政力指数も少しずつですけれども、良くなっています。しかし安心はできませんけれども。一口で言えば、こういう状況ではないかなというように思います。

そしてもう一つ判断をする上において大事なことは、五條市が市民の皆さん方の福祉向上に対して是非ともやらなければならないこの事業は何と何があるのかということでありませぬけれども、その一つは大塔災害の救援、復旧、復興はまだまだこれから頑張らなければならないと、

大きな工事は平成二十八年まで続くわけですからね。

もう一つは環境問題、ごみの処理に関してやまと広域議会の中に入れておりますけれども、御所市にやまと広域のごみ処理場が完成するのは大体平成二十九年と言われておりますから、これに対する五條市民の皆さん方の御意見を聞きながらの対応というものも理事者も我々議員も求められてくるわけでありませぬ。

またそのほかにもたくさんありますけれども、消防行政は広域化になることが決まりました。これからにおいても本当に市民の生命と財産を守る消防の広域化にいくためには、やはり議員としての目配りも必要ではないかと思ひます。そのほか市民の皆さん方の福祉向上を考へるならば、是非ともやらなければならないこともたくさんありますけれども、大きなことで挙げればこういうことが言えるのではないかというふうに思ひます。これにも、やはり議員の定数を考える上において、大変重要な条件ではないかと思ひます。

そして、最後は五條市の議会の役員の構成も考へておく必要があるのではないかと、例えば現状を申し上げますと、まず議長、副議長、これはもう重要な任務を担当されておりますから、議長、副議長は必ず二名要ります。また議運の方も大変重要な任務を担当されますから、委員長、副委員長二名要りますね。総務文教も同じく二名要ります。厚生建設も二名要ります。そして議会改革も二名、議会広報委員会も二名、そして広域議会があります。南和医療協議会に關係する広域議会一名、これからも選出しなければなりませんし、やまと広域議会の方にもこれから三名選出しなければなりません。消防広域の議会もこれから一名求められてくると思ひます。これだけでも十五名要るわけです。特別委員会の二つの委員は、私は今勘定には入れていませんよ。だから現在一人の議員で重要な任務を二つくらい担当されている方、三つくらい担当されている方もおりますけれども、私は今申し上げますのは、一人一任務一役員という単純な計算ですけれども、現実には合わないかもしれませんけれども、これだけでも特別委員会を退けて十五名要るわけですね。

したがしまして、私は結論から申し上げますら、今申し上げますような条件から考へても、この五條市には次の選挙でも十五名の市会議員定数で選挙をする必要が十分あるし、市民の皆さん方にも説明できる根拠は十分あると思ひます。

しかし、税金の節約はいつも我々議員も追究していかねければなりません。議会としての税金の節約については、私は幾つかあると思ひます。それを明らかにしたいと思ひます。

現在、五條市の市会議員は一般会議員で議員報酬一箇月四十一万八千円です、そして政務活動費が月三万、年間三十六万です。ところが大体人口三万台のところの奈良県内の市を申し上げますと、宇陀市はほぼ五條市と同じ人口で、一般会議員の報酬が三十三万です。八

万の差があるわけですから。そして政務活動費が三万です。葛城市はどうかと言いますと、ここは五條市よりも人口は多いです、三万六千七百七十六ですからね。この一般市会議員の報酬も三十七万ですね。五條市と四万の差があります。ここは政務活動費はもうなしですよ。御所市はどうかと言いますと、人口は大分減りますけれども、一般市会議員は三十九万、政務活動費が二万ですね。

こういう状況から言えば、私はこの広い面積の中で大塔災害の復旧、復興をやらなければならない、その他の重要な事業も積っているという中では、この広い五條市の市民の皆さん方に目配りをしながら、市民の皆さん方の困っていること、要求を解決していくためにはやっぱり十五名が必要だと思えます。

そして、途中横道にそれましたけれども、この今申し上げました議員報酬や政務活動費においても、節約という面では五條市はまず政務活動費はもうなくすことだと思います。月三万、年間三十六万、葛城市がなくなっていますね。そして四十一万八千円というのも、私は適切な委員会でも、全議員協議会でもよく検討して減らしていくべきだというふうに思います。

参考資料として、理事者はどんな努力をしているかと申し上げますと、五條市長は平成二十三年の六月議会に給与二〇パーセント削減して現在六十四万八千八百円、副市長は給料一五パーセントの削減で現在、五十八万一千四百円、教育長は給料一五パーセント削減で五十一万五千円ということ、努力しているわけですね。もちろん退職金も市長は五〇パーセント削減、副市長は一〇パーセント、教育長は一〇パーセントとね、この削減は平成二十七年の四月までいくわけです。だからこういった理事者も努力しているわけですから、我々市会議員も、現在の定数は維持して先ほど申し上げました議員の報酬、政務活動費等々の面で税金の節約をするという点に頑張って、今回の議員定数は四名の提案にも十二名の提案にはなおさら反対の表明をいたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（峯林宏政） 以上で討論を終結いたします。
これより発議第七号、五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について、益田吉博議員ほか二名から提出されました修正案について採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（峯林宏政） 起立多数であります。

よって修正案は可決されました。

○議長（峯林宏政）次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。

よって修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）この際、事務局に議案書を配布させます。

（議案書配布）

○議長（峯林宏政）日程第八、発議第八号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第八号、五條市議会委員会条例の一部改正について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十五年九月十九日提出

提出者 五條市議会 議会運営委員会

委員長 川村家廣

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会川村家廣委員長。

〔議会運営委員長 川村家廣登壇〕

○議会運営委員長（川村家廣）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第八号、五條市議会委員会条例の一部

改正について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

現在、五條市議会に置かれている常任委員会は二つで、委員定数は総務文教常任委員会が八人、厚生建設常任委員会が七人と規定されていますが、五條市議会議員の定数は、次の一般選挙から十二人に改められることから、総務文教常任委員会の委員定数を六人に、厚生建設常任委員会の委員定数を六人にそれぞれ改め、併せて議員の定数と同じ十二人となるよう改めるもので、次の一般選挙後の平成二十五年十二月一日から施行しようとするものであります。

また、総務文教常任委員会所管の「消防本部」は、消防事務の一部を共同処理する奈良県広域消防組合が設立されるため、総務文教常任委員会の所管から削除するもので、奈良県広域消防組合の設立の日から施行するものであります。

以上、提案の趣旨説明といたします。

各位には、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第九、発議第九号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長(乾 旬) 発議第九号、過労死防止基本法の制定を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十五年九月十九日提出

提出者 五條市議会議員 藤 富 美恵子

賛成者 五條市議会議員 川 村 家 廣

〃 吉 田 雅 範

〃 山 口 耕 司

〃 福 塚 実

○議長(峯林宏政) 提案の趣旨説明を求めます。七番藤富美恵子議員。

〔七番 藤富美恵子登壇〕

○七番(藤富美恵子) 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第九号、過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

過労死防止基本法の制定を求める意見書(案)

「過労死」が社会問題となり、「karoshi」が国際語となつてから四半世紀がとうとうとしています。過労死が労災であると認定される数は増え続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいですが、過労死は、「過労自殺」も含めて広がる一方で減少する気配はありません。

突然大切な肉親を失った遺族の経済的困窮や精神的悲哀は筆舌に尽くし難いものがあり、また、まじめで誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとつても大きな損失と言わなければなりません。

労働基準法は、労働者に週四十時間・一日八時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指しています。

しかし、当該規制は十分に機能していません。

昨今の雇用情勢の中、労働者は、幾ら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではありません。また、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要があります。よって、国におかれては、上記の趣旨を踏まえ、下記の内容の法律（過労死防止基本法）を一日も早く制定するよう強く要望します。

記

- 一 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること。
 - 二 過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること。
 - 三 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに総合的な対策を行うこと。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十五年九月十九日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（峯林宏政）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（峯林宏政）次に日程第十、発議第十号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第十号、大規模地震等災害対策の促進を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十五年九月十九日提出

提出者 五條市議会議員 山口 耕 司

賛成者 五條市議会議員 田 原 清 孝

〃 〃 池 上 輝 雄

〃 〃 川 村 家 廣

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明を求めます。二番山口耕司議員。

〔二番 山口耕司登壇〕

○二番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十号、大規模地震等災害対策の促進を求める意見書の提出につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

大規模地震等災害対策の促進を求める意見書（案）

一 昨年の東日本大震災以降、全国における地震は、それ以前とは比較にならないほど頻発し、大きな地震もしばしば発生しています。

そうした中、今後の発生確率が極めて高く、甚大な被害が懸念される、「首都直下地震」及び「南海トラフ巨大地震」に対しては、国を挙

げて万全の対策が急務となっております。

また、日本列島は、太平洋、フィリピン海、北アメリカ、ユーラシアの四つの大きなプレートが交わる場所に位置しているため、我が国は地殻変動による地震、津波、火山噴火等の頻発する国といえます。

さらに、近年増えている局地的豪雨は地形の急しゅんさといまわって土砂災害を発生させ、台風等による風水害は大規模な被害をもたらしています。

そこで、国民の生命・財産を守るため、高度経済成長期に整備された道路、橋りよう、上下水道・電気等のライフライン、港湾、河川堤防やダム等の水防・砂防設備といった社会資本の老朽化に対して、計画的な長寿命化を早期に行うとともに、総合的な防災・減災、国土の強じん化を定める基本的理念が必要と考えます。

よって、政府におかれては、以下の事項について早急な対策を講ずるよう強く要望します。

記

一 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災及び発災後の迅速な復旧・復興に資する事前措置を実施するための計画及び総点検等を定める「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（衆議院で閉会中審査）の趣旨に沿い、防災・減災対策を強化すること。

二 発生率が極めて高いといわれる首都直下地震に対して、行政の中枢機能を維持するための基盤整備のほか、木造密集地域対策や帰宅困難者対策、住民防災組織への支援強化を盛り込んだ「首都直下地震対策特別措置法」（衆議院で閉会中審査）の趣旨を踏まえ、首都直下地震対策を推進すること。

三 甚大な被害をもたらすおそれのある南海トラフ巨大地震について、津波避難対策の強化を要する地域を指定し、それら地域の対策強化事業の加速化に要する規制緩和及び財政上・税務上の特例を定めるよう「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（衆議院で閉会中審査）の趣旨を踏まえ、南海トラフ巨大地震対策に取り組むこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十五年九月十九日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（峯林宏政）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（峯林宏政）次に日程第十一、発議第十一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第十一号、地方税財源の充実確保を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十五年九月十九日提出

提出者 五條市議会 議会運営委員会

委員長 川村家廣

○議長（峯林宏政） 提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会川村家廣委員長。

〔議会運営委員長 川村家廣登壇〕

○議会運営委員長（川村家廣） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十一号、地方税財源の充実確保を求める意見書の提出につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

地方税財源の充実確保を求める意見書（案）

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いています。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であります。よって、国におかれては、下記の事項を実現されるよう強く求めます。

記

一 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

(一) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

(二) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

(三) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。

(四) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

(五) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成二十五年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

二 地方税源の充実確保等について

(一) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を五対五とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(二) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

(三) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。

特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(四) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

(五) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(六) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な財源となっておりことから、現行制度を堅持すること。

(七) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十五年九月十九日

五 條 市 議 会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。
なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（峯林宏政）次に日程第十二、発議第十二号を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第十二号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源の確保を求める意見書について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。
平成二十五年九月十九日提出

提出者 五條市議会 議会運営委員会

委員長 川 村 家 廣

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会川村家廣委員長。

〔議会運営委員長 川村家廣登壇〕

○議会運営委員長（川村家廣）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十二号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源の確保を求める意見書の提出につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源の確保を求める意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

また、我が国は、平成二十五年以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第一約束期間における温室効果ガス排出削減義務六パーセントのうち、三・八パーセントを森林吸収量で確保）と同等以上の取組を推進することとしています。

このような経緯も踏まえ「地球温暖化対策のための石油炭素税の特例措置」が平成二十四年十月に導入されたが、用途は、CO₂排

出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっています。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組を、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であります。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じています。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務であります。

よって、下記事項の実現を強く求めるものであります。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による収収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求めます。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十五年九月十九日

五 條 市 議 会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。なお、意見書の取扱につきましては、議長に御一任願います。

○議長（峯林宏政）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（峯林宏政）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

○議長（峯林宏政）閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十四年度五條市各会計決算認定を始め、重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、厚くお礼申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、代表監査委員、また本会議、各常任委員会及び決算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指して、御精励くださいますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十五年第三回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

九月二日に開会されました、このたびの定例会におきましては、条例の制定を始め、平成二十五年度一般会計及び特別会計補正予算並びに平成二十四年度各会計歳入歳出決算認定等について、可決、承認をいただき、また教育委員、政治倫理審査会委員、人権擁護委員の選任同意を得ましたことに、心からお礼申し上げます。

本定例会中に議員各位から賜りました、御意見、御提言を十分に踏まえながら、これからの市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政発展のため、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、九月十六日に愛知県に上陸した大型の台風十八号は、全国各地で記録的な大雨を降らせ、本市でも河川の氾濫による床上浸水や護岸の浸食など、大きな被害が出ました。

被害に遭われた皆様には心からお見舞いを申し上げます。

本市では、早急に被害の全容把握を行い、一日も早く復旧できるよう対応してまいる所存であります。

さて、五條市議会議員選挙が、選挙管理委員会より十一月十日告示、十一月十七日投票と日程が定められております。

選挙に臨まれる議員各位には、これまでの活動を認められ、市民からの更なる信頼と期待を勝ち得ていただき、再びこの議場でお会いできますことを、心より御祈念申し上げます。

また、今期限りで御勇退されます議員各位には、長年の御努力と御活躍に心から感謝と敬意を表します。

最後になりましたが、朝夕はめっきり涼しくなり、秋の訪れを感じるようになりましたが、日中はまだまだ暑い日が続いておりますし、夏の疲れが出る頃でもございます。

議員各位におかれましては、十分お体に御自愛をいただきまして、今後とも市政発展と市民の幸せのため、より一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます、閉会に当たつての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（峯林宏政） これをもちまして、平成二十五年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。

午前十一時五十五分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 峯 林 宏 政

署 名 議 員 池 上 輝 雄

署 名 議 員 益 田 吉 博

署 名 議 員 花 谷 昭 典